長泉町 長寿介護課

T411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828番地

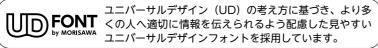
TEL.055-989-5511(直通) FAX.055-989-5515

E-mail: kaigo@town.nagaizumi.lg.jp

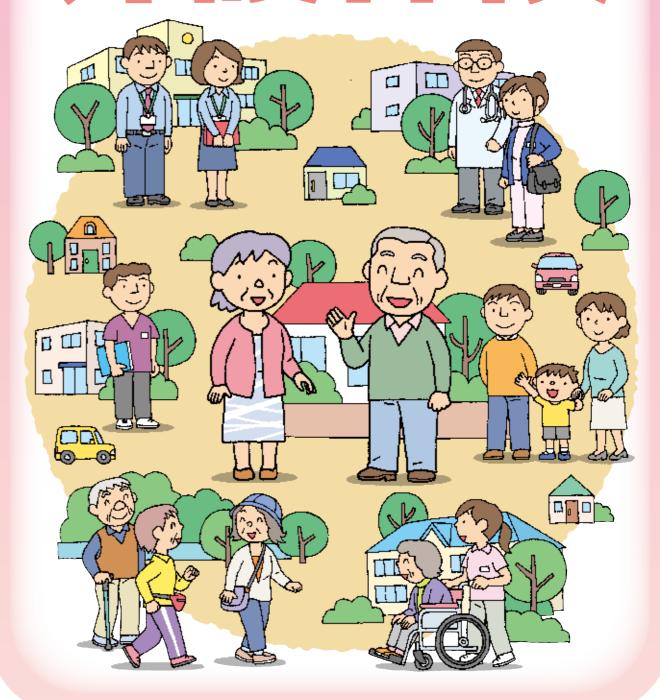
令和6年8月







あなたの笑顔を支える



令和6年度 介護保険改正のポイント

令和6年4月から

- 令和6~8年度(第9期)の介護保険料が決まりました ⇒P8
- ●介護予防ケアプランの作成を、居宅介護支援事業者に依頼できるように なりました ➡P17

地域包括支援センターだけでなく、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援 事業者にも介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました。

- ※介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスや通所型サービスのみ利用の場合は、引き続き地域包括支援センターに依頼します。
- ●介護報酬が改定されました →P18

報酬改定にともない、サービスを利用するときに支払う利用者負担の金額も変わりました。介護予防サービスを含む訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションについては、令和6年6月からの改定です。

■福祉用具の一部は、利用方法(借りる、または購入する)を選択できるようになりました ⇒P22

福祉用具貸与での利用が長期間になる場合は、購入した方が費用を抑えられる場合があります。購入する場合は、特定福祉用具販売として同一年度(4月1日~翌年3月31日)で10万円を上限に、購入費の一部が保険給付されます。対象となる福祉用具は次の通りです。

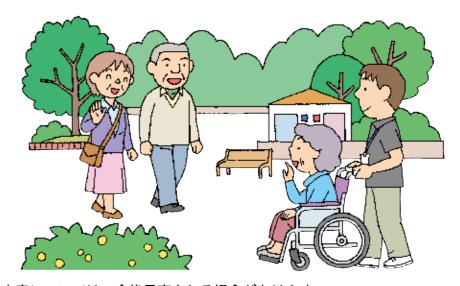
●固定用スロープ ●歩行器 (歩行車を除く) ●単点杖 (松葉づえを除く) と多点杖 福祉用具専門相談員またはケアマネジャーは、利用者が選択できることについて十分説明し、選択に当たって必要な情報の提供および医師等の意見や利用者の身体状況等をふまえた提案をすることになっています。

令和6年8月から

●介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額が変わりました → P26 施設を利用したサービスで支払う居住費等、食費には基準になる額(基準費用額)が決められています。近年の光熱水費の高騰に対応して、在宅で生活する人との負担の均衡を図る観点などから、居住費等の基準費用額が変わりました。

もくじ

介護保険のしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···· 1
介護保険の保険証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	··· 3
介護保険料	··· 4
利用者の負担	···· 7
利用の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
ケアプランの作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
利用できるサービス	17
●在宅サービス ····································	17
施設サービス ····································	23
●地域密着型サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
●介護予防・日常生活支援総合事業・	29



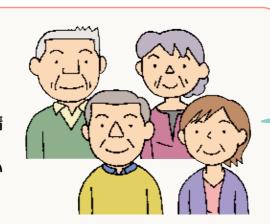
掲載している内容については、今後見直される場合があります。

介護保険のしくみ

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさ んが被保険者となって介護保険料を納め、介護が必要になったときには費用の一部を 支払うことで介護保険のサービスを利用できるしくみです。

40歳以上の人(被保険者)

- 介護保険料を納めます。
- サービスを利用するために要介護認定の申請 をします。
- ●サービスを利用したら、利用者負担を支払い ます。



●要介護認定の申請●介護保険料の納付

相談



地域包括支援センター

介護予防や、地域の高齢者の総合的な 相談の拠点です。くわしくはP11へ。





市区町村(保険者)

- 介護保険制度を運営します。
- ●要介護認定を行います。
- ●保険証を交付します。

負担割合証ので保険証の交付

- ●負担割合証を交付します。
- ●サービスの確保や整備をします。





• 介護報酬 の支払い

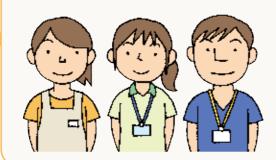
• 介護報酬 の請求

サービス事業者

・ビス提供

利用者負担の支払い

● 都道府県などの指定を受けた民 間企業、NPO法人、社会福祉 法人、医療法人などがサービス を提供します。



介護保険制度の加入に手続きは必要ありません。40歳になると自動的に被 保険者になり、65歳になると第1号被保険者に切り替わります。

65歳以上の人



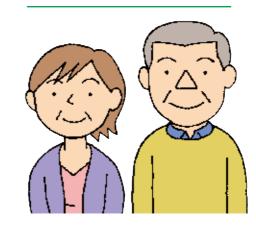
第1号被保険者

介護や支援が必要になったときに、市区町 村の認定を受けてサービスが利用できます。 どんな病気やけがが原因で介護や支援が必要 になったかは問われません。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者の不法行 為が原因で介護保険を利用する場合は、市区町 村へ届け出が必要です。示談前に市区町村の担 当窓口へご連絡ください。

医療保険に加入している

40~64歳の人



第2号被保険者

特定疾病により介護や支援が必要になった ときに、市区町村の認定を受けてサービスが 利用できます。

交通事故や転倒などが原因の場合は、介護 保険は利用できません。

加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を引き起こす疾病

●がん

 $^\prime$ 医師が一般に認められている $^{^ ext{ iny }}$ 医学的知見にもとづき回復の 見込みがない状態に至ったと 判断したものに限る

- ●関節リウマチ
- きん い しゅくせいそく さくこう か ●筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症

- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核 変性症およびパーキンソン病
- ●脊髄小脳変性症 せきちゅうかんきょうさくしょう
- 脊柱管狭窄症
- ●早老症
- た けいとう いしゅくしょう ●多系統萎縮症
- ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症

- 脳血管疾患
- ●閉塞性動脈硬化症
- まんせいへい そくせいはい しっかん ●慢性閉塞性肺疾患
- ●両側の膝関節または こかんせつ いちじる へんけい 股関節に著しい変形 を伴う変形性関節症

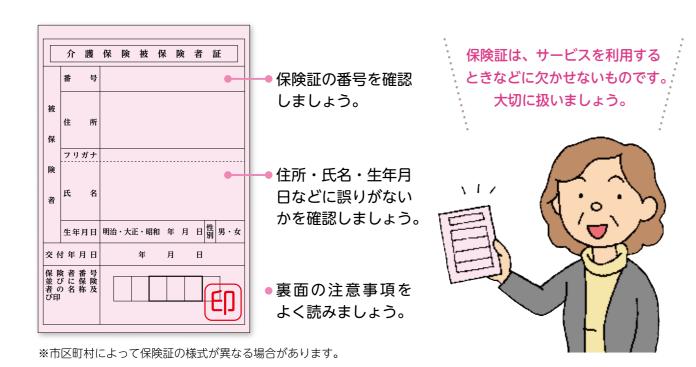
および糖尿病性網膜症

介護保険の保険証

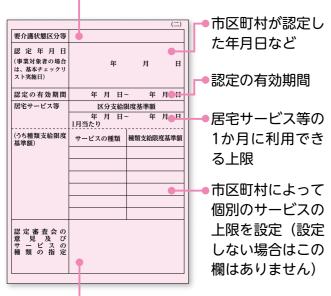
介護保険の被保険者には医療保険の保険証とは別に、一人に1枚の保険証(介護保 険被保険者証)が交付されます。

65歳以上の人(第1号被保険者)…65歳に到達する月に交付されます。

40~64歳の人 (第2号被保険者) … 認定を受けた場合などに交付されます。



認定された要介護状態区分等



▲利用できるサービスの指定がある場 合に記載(指定がある場合、そのサー ビス以外の給付は受けられません)

給 付 制	限	内容	##0	****		
Ro 19 mg	PEC	内谷	期	間		
			開始年月日 終了年月日	年年		目
		_			_	
			開始年月日 終了年月日	年年		詽
		-				
			開始年月日 終了年月日	年年		밁
居宅介護支援	r#f 300		松147日		/1	
者若しくは介	護予					
防支援事業者 その事業所の						
又は地域包括	支援		届出年月日	年	月	日
センターの名称	ř.					
						\vdash
			届出年月日	任	月	н
			/шш-7/1 П		/4	
			届出年月日	年	月	且
介護保険施設等	種類		入所等年月日	年	月	В
	名称		退所等年月日	年	月	B
	種類		入所等年月日	ćr:	月	
	性規		八州寺平月日	-	73	
	名称	7	退所等年月日	年	月	В
						- 1

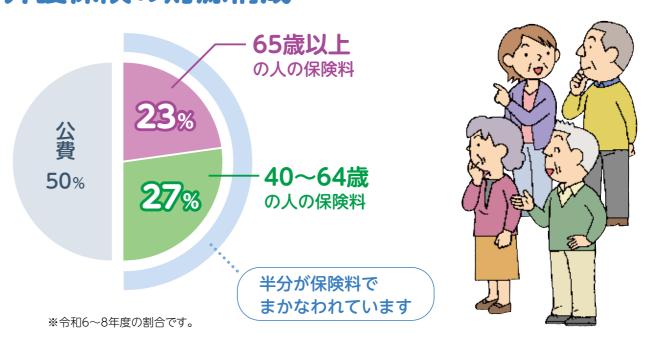
- 保険料の滞納など で給付に制限があ る場合に記載
- ケアプランの作成 (P15、16) を依頼 する居宅介護支援 事業者名等を記載

◆施設サービス(P23、24)を利用す る場合に、介護保険施設等で名称や 入退所等年月日を記載

介護保険料

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている介護保険料が大切な財源になって います。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、 保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源構成(利用者負担分は除く)



40~64歳の人(第2号被保険者)の保険料

40~64歳の人の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決まります。医療保険料 と合わせて納めます。

国民健康保険に加入している人

決まり方 国民健康保険税(料)の算定方法と同様に、世帯ごとに決まります。

納め方

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて、国民健康保 険税(料)として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人

※40~64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

決まり方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)およ び賞与(標準賞与額)に応じて決まります。

納め方

医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。

65歳以上の人 (第1号被保険者) の保険料

【 令和6∼8年度

決まり方

65歳以上の人の保険料は、「基準額」をもとに、本人や世帯の課税状況および所 得に応じて個人ごとに決まります。

基準額…保険料を決める基準になる金額のことです。市区町村ごとに、介護保険給付に かかる費用や65歳以上の人数などから算出します。

◆令和6~8年度の介護保険料

ここく日 このりけい	₩ & *	保険料			
所得段階	対象者	保険料率	月額	年 額	
第1段階	生活保護を受給している人世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金を受給している人世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.285	1,690円	20,200円	
第2段階	●世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所 得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.485	2,870円	34,400円	
第3段階	●世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所 得金額の合計が120万円を超える人	0.685	4,050円	48,500円	
第4段階	本人が町民税非課税で世帯の中に町民税課税者がいる人で、本人の 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	5,310円	63,700円	
第5段階 (基準)	本人が町民税非課税で世帯の中に町民税課税者がいる人で、本人の 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000	5,900円	70,800円	
第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	7,080円	84,900円	
第7段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.300	7,670円	92,000円	
第8段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 210万円以上320万円未満の人	1.500	8,850円	106,200円	
第9段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 320万円以上420万円未満の人	1.700	10,030円	120,300円	
第10段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 420万円以上520万円未満の人	1.900	11,290円	134,500円	
第11段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.100	12,390円	148,600円	
第12段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 620万円以上720万円未満の人	2.300	13,570円	162,800円	
第13段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 720万円以上の人	2.400	14,160円	169,900円	

●老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に 支給される年金です。

●課税年金収入額

国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族 年金・老齢福祉年金などは含まれません。

●合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得 控除をする前の金額です。第1~5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用い ます。第1~5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除し た金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係 る特別控除額」を控除した金額を用います。

納め方

65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分から納めます。受給し ている年金額によって、納め方は2通りに分かれます。

※納め方は法律で決まっているため、選ぶことはできません。

持別徴収

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が、年額18万円以上の人

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。

- ■年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります。
 - ●65歳(第1号被保険者)になった場合
- ●年度途中で年金の受給が始まった場合
- ●他の市区町村から転入した場合
- ●年金が一時差し止めになった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など



老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が、年額18万円未満の人

市区町村から送付される納付書または口座振替で、期日までに金融機関などを通じ て保険料を納めます。

■□座振替がおすすめです!

保険料を納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。 次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

●保険料の納付書 ●預(貯)金通帳 ●通帳届け出印

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落と しできなかったなどの場合は、納付書で納めることになります。

納付着

保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

納期限を過ぎると

督促や催告が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。

1年以上滞納すると

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険 給付分が支払われます。

1年6か月以上 滞納すると

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請後も保険給付の 一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料にあてら れる場合があります。

2年以上滞納すると

サービスを利用したときの利用者負担の割合が引き上げられ、高額介護 サービス費等が受けられなくなります。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは… -

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納められないときは、減免や納付猶予を受けられ ることがあります。困ったときは、お早めに市区町村の担当窓口にご相談ください。

利用者の負担

サービスを利用したら、かかった費用のうち利用者負担の割合分(1割、2割、または3割)を事業者に支払います。利用者負担の割合は、所得等により決まります。

3割	次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、 単身世帯の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	「3割」に該当しない人で、次の112の両方に該当する場合 11本人の合計所得金額が160万円以上 21同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、 単身世帯の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の人 (住民税非課税の人、生活保護受給者、第2号被保険者は上記にかかわらず1割負担)

●自分の負担割合を確認してみましょう!



介護保険負担割合証



利用者負担の割合が記載されています。介護保険で認定を受けた人などに、一人1枚交付されます。適用期間は8月1日~翌年7月31日で、毎年交付されます。

サービスを利用するときなどに、保険証と一緒に提示します。

● 住所、氏名、生年月日に誤り がないか確認しましょう。

◆利用者負担の割合(1割、2割、 3割のいずれか)が記載されています。

在宅サービスの費用

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて利用できる限度額(支給限度額)が決められています。限度額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担はサービス費用の1割、2割、または3割です。限度額を超えて利用した場合は、超えた分が全額利用者の負担になります。

◆おもな在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円



[※]上記の支給限度額は標準的な地域のもので、地域差は勘案 していません。

要介護1の人が1か月に20万円のサービスを利用した場合(1割負担の場合)



支給限度額が適用されないサービス

※内容によっては支給限度額が適用される場合もあります。

要支援1・2の人のサービス

- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防住宅改修費支給

(要介護1~5の人のサービス

- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ●特定福祉用具販売
- ●住宅改修費支給

7

[※]事業対象者は原則として要支援1の限度額が設定されます。

負担が高額になったとき

●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算(同じ世帯内に複数の利用者がいる 場合には世帯合算)して上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費 等 として後から支給されます。

◆利用者負担の上限〈1か月〉

利用者負担段階区分	上限額(月額)
●年収約1,160万円以上	世帯 140,100円
●年収約770万円以上約1,160万円未満	世帯 93,000円
●年収約383万円以上約770万円未満	世帯 44,400円
●一般	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

[●]市区町村に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます(高 額医療・高額介護合算制度)。介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間(8月~ 翌年7月)の利用者負担を合算して限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給 されます。

◆高額医療・高額介護合算制度の負担限度額〈年額/8月~翌年7月〉

所得 (基礎控除後の) 総所得金額等)	70歳未満の人が いる世帯
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税 非課税世帯	34万円

所得区分	70~74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度 で医療を受ける人が いる世帯
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
— 般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者 I **	19万円	19万円

[※]低所得者 I 区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は限度額の適用方法が異なります。

所得税・町県民税の控除

寝たきりの人、または身体障害者に準ずると認められる人などは、確定申告や町県 民税の申告のときに、医療費控除や障害者控除を受けられる場合があります。 町では控除に必要な認定書等を以下のとおり発行しています。

おむつ代の医療費控除確認書

※確認書の交付には町への申請が必要です

紙おむつの購入費は、医療費控除の対象になることがあります。確定申告の際に、寝たきり状 態であること及び治療上紙おむつが必要であることについて、医師が発行した「おむつ使用証明 書」を提出することにより、医療費控除の対象となります。

なお、下記の条件を満たす人については、「おむつ使用証明書」に代わり、町が交付する「おむ つ代の医療費控除確認書」を提出することにより、医療費控除の対象として申告できます。

対象者

次のすべての条件を満たす人

- ●前年に引き続き、おむつ代に係る医療費控除を受けようとする人
- 2要介護認定を受けている人
- ❸主治医意見書の記載内容が一定条件(寝たきり状態であること及び尿失禁がある) ということ) に該当している人

障害者控除対象者認定書

※認定書の交付には町への申請が必要です

障害者手帳または療育手帳の交付を受けていない65歳以上の方で、要支援・要介護認定等を受 けており、身体の障害または認知症の程度が障害者に準ずるものとして町長が認定した場合は、 「障害者控除対象者認定書」を交付します。

所得税や町県民税の申告をする際に、この認定書を提示すると、本人または扶養者が障害者控 除または特別障害者控除を受けることができます。

申請時期 申告の対象となる年が明けた1月以降

対象者

次のすべての条件を満たす人

- 1 位害者手帳または療育手帳の交付を受けていない65歳以上の人
- ❷基準日(該当する年の12月31日*) 時点で要介護・要支援認定等を受けている 人

※亡くなられた人は死亡した日

⑥主治医意見書の記載内容(寝たきり度・認知症の程度)が一定基準に該当してい る人



[●]毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。 医療保険が異なる場合は合算できません。

[●]支給対象となる人は医療保険の窓□へ申請が必要です。

下・シャリエ南・シャリエ

東・西・原・東・三軒家・エ

ンゼル西・グランツ・杉原・

原分・高田・竹原・シャルマ

ン竹原・本宿・鮎壺(黄瀬川

以東)

地域包括支援センターを利用しましょう

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支える相談窓口です。住み 慣れた地域で安心して暮らしていけるように、介護・福祉・健康・医療などさま ざまな面から、高齢者やその家族を支えます。

自立した生活ができるよう 支援します

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人や、介護予防・ 生活支援サービス事業対象者などが自立して 生活できるように介護予防の支援をします。

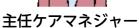
みなさんの権利を守ります

権利擁護

安心していきいきと暮らせるように、みな さんの持つさまざまな権利を守ります。虐待 の早期発見や、成年後見制度の紹介、消費者 被害などに対応します。

地域包括支援センター







(または経験豊富な看護師)



十会福祉十

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となり、お互いに連携をとりながら総合的に高齢者を支えます。

ご相談ください

総合相談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や 医療、その他困ったことがあれば、ご相談く ださい。

さまざまな方面から支えます

包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域にするため、さまざまな 機関とのネットワークをつくり調整します。 また、ケアマネジャーの支援も行います。

| 悩みや相談ごとなど、お気軽にご相談ください! /

住み慣れた地域での暮らしを支える「地域包括ケアシステム」

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるように、 住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するしくみです。必要とされるサービ スを切れ目なく提供していくことで、地域に住む高齢者の生活を支えます。

地域包括支援センターは、市区町村と協力しながら地域の高齢者が抱えるさまざまな問題 を見つけて整理し、医療機関、サービス事業者、地域住民や自治会などと連携して支援する 地域包括ケアシステムの調整役を担っています。

担当区域 名称・所在地 長泉北地域包括支援センター 元長窪・上長窪・屋代住宅・ 八分平・下長窪・池田・尾尻 北部圏域 住宅・谷津・駿河平・南一 色・東ベ南一色・納米里・上 〒411-0934 長泉町下長窪781-1 土狩・惣ヶ原・エンゼル・鮎 (ながいずみホーム地域づくりセンター モク・オハナ内) 壺 (黄瀬川以西) TEL 055-941-5335 8:30~17:30 受付時間 (土、日、祝、12/30~1/3を除く) 長泉南地域包括支援センター シャリエ中土狩・中土狩・荻 素・新屋町上・新屋町中・新 南部圏域 屋町下・シャルマン・駅上・ 駅中・駅下・薄原上・薄原 〒411-0943 長泉町下土狩457-2



11

(さつき園内)

受付時間

TEL 055-999-2121

8:30~17:30

(第2・4土、日、祝、12/29~1/3を除く)

利用の手順

介護や支援が必要と思ったら、地域包括支援センターや市区町村の窓口に相談しま しょう。

相談します

まず、地域包括支援センターや市区町村の窓口に相談しましょう。必要な介護や支援の 度合い(要介護状態区分)によって、利用できるサービスが異なります。

介護サービス、 介護予防サービスの 利用を希望する 場合は…

介護予防・生活支援サービス事業の 利用を希望する場合は… P29^

地域包括支援センターや市区町村の窓口で、基本 チェックリストを受けます。その結果により、利用で きるサービスが異なります。

基本チェックリストを受けた後でも、必要と思われ る場合は要介護認定の申請を案内します。

要介護認定の申請をします

介護サービスや介護予防サービスの 利用を希望する人は、市区町村の窓口 に要介護認定の申請をします。申請は 本人または家族のほか、成年後見人、 地域包括支援センター、居宅介護支援 事業者や介護保険施設などに代行して もらうこともできます。

- ■申請には次のものが必要です
- 要介護・要支援認定申請書 (氏名や住所、マイナンバーなどの記入が必要です)
- 介護保険の保険証
- 医療保険の保険証
- ※上記以外に原則として、マイナンバーが確認できるもの、 本人や代理人の身元確認書類などが必要です。

認定調査が行われます

認定調査

市区町村の職員などが自宅などを訪問 し、心身の状況を調べるために、本人や 家族などから聞き取り調査などをします (全国共通の調査票が使われます)。

主治医意見書

本人の主治医が、介護を必要とす る原因疾患など心身の状況について 記入します。

審査・判定されます

認定調査の結果などから、要介護状態区分が判定されます。

一次判定(コンピュータ判定)

公平に判定するため、認定調査の 結果はコンピュータで処理されます。

特記事項

調査票には盛り込めない 事項などが記入されます。

主治医意見書



二次判定(介護認定審査会)

市区町村が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介 護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護 保険の保険証」が届くので、記載されている内容を確認しましょう。

要介護1~5

善を図ることが適切な人など

サービスの利用で生活機能の維持・改

要支援1・2

要介護状態が軽く、サービスの利用で 生活機能が改善する可能性の高い人など

介護サービスや介護予防サービスは利 用できません。

利用できるサービス

●介護サービス

P15^

P16^

利用できるサービス

●介護予防サービス ●介護予防・生活支援サービス事業

ただし、基本チェックリストを受けて生活機能の 低下がみられた場合は次の事業が利用できます。

利用できるサービス

介護予防・生活支援サービス事業

P29^

※65歳以上の人はだれでも利用できる一般介護予防事業もあります。くわしくは、P29へ。

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は、新規の場合は原則6か月、更新認定の場合は原則12か月です。月途中の申 請の場合は、その月の末日までの期間+有効期間です。また、認定の効力発生日は、認定申請日 になります。更新認定の場合は、前回認定の有効期間満了日の翌日になります。

要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定 の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

ケアプランの作成

ケアプランとは、どんなサービスを、いつ、どのくらい利用するのかを決めた計画 書のことです。このケアプランにもとづいて介護保険のサービスを利用します。要介 護1~5の人はケアプラン、要支援1・2の人は介護予防ケアプランを作成します。

ケアプランや介護予防ケアプランの相談・作成にかかる費用は、介護保険が全額負 担するため、利用者の負担はありません。

要介護1~5の人

在宅でサービスを利用したい

ケアプラン作成を依頼

居宅介護支援事業者にケアプラン作成 を依頼します。

※利用するサービスによっては、サービス事業者 でケアプランを作成します。

ケアプランの作成

- ●居宅介護支援事業者のケアマネジャー が、本人や家族と話し合い、課題を 分析して、ケアプランの原案を作成 します。
- ②ケアマネジャーを中心に、本人や家族、 サービス事業者などで話し合い、原案 を検討します。
- ❸話し合いをもとに原案を調整し、本人 の同意を得てケアプランを作成します。

介護サービスの 在宅サービスを利用

サービス事業者と契約し、 ケアプランにもとづいて サービスを利用します。

P17^

施設に入所したい

介護保険施設と契約

入所を希望する施設に直接申し込み、 契約します。

ケアプランの作成

- ●施設のケアマネジャーが、本人や家族 と話し合い、課題を分析して、ケアプ ランの原案を作成します。
- 2ケアマネジャーを中心に、本人や家族、 施設のスタッフで話し合い、原案を検 討します。
- ❸話し合いをもとに原案を調整し、本人 の同意を得てケアプランを作成します。

介護サービスの 施設サービスを利用

ケアプランにもとづい てサービスを利用します。

P23^

■居宅介護支援事業者とは

ケアプランの作成や、サービスを 適切に利用できるようサービス事業 者などとの連絡や調整をします。ま た、介護保険施設の紹介や、要介護 認定の申請代行もします。ケアマネ ジャーが所属しています。

■ケアマネジャー (介護支援専門員) とは

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護保険サー ビスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスをします。
- ●利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- ●サービス事業者との連絡や調整をします。
- ●施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。

要支援1・2の人

令和6年4月から 介護予防ケアプランの作成は、介護予防支援の指定を 受けた居宅介護支援事業者にも依頼できます。

介護予防ケアプラン作成を依頼

地域包括支援センターまたは介護予防支援の指定を 受けた居宅介護支援事業者に連絡します。

- ※利用するサービスによっては、サービス事業者で介護予防ケア プランを作成します。
- ※介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は、地域包括 支援センターに依頼します。



介護予防ケアプランの作成

- ●地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者の 担当者が本人や家族と話し合い、課題を分析します。 目標を決めて達成するための内容を盛り込んだ介護 予防ケアプランの原案を作成します。
- ②担当者や本人、家族、サービス事業者などで話し合 い、原案を検討します。
- ❸話し合いをもとに原案を調整し、本人の同意を得て 介護予防ケアプランを作成します。



介護予防サービスを利用

サービス事業者と契約 し、介護予防ケアプラン にもとづいてサービスを 利用します。

P17^

介護予防・生活支援 サービス事業を利用

必要に応じてサービス 事業者と契約し、介護予 防ケアプランにもとづい てサービスを利用します。

P30^

※介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業の両方を利用することもできます。

15

利用できるサービス

利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。 このほかに、サービスの内容や地域による加算、居住費等、食費、日常生活費がかか る場合があります。

●在宅サービス

家に来てもらって利用する

令和6年4月から

利用者負担のめやすが変わりました。訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションについては、令和6年6月からの変更です。

※利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割 を掲載しています。このほかにサービスの利用内容や地域によ る加算などがあります。

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。

要支援1・2 の人は、市区町村が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」の「訪問型サービス」を利用します。 くわしくはP30へ。

主なサービス内容

身体介護の例

- ●食事や入浴の介助
- ●おむつの交換、排せつの介助
- ●衣類の着脱の介助
- せいしき
- ●通院・外出の付き添い など

生活援助の例

- ●食事の準備や調理
- ●衣類の洗濯や補修
- ●掃除や整理整頓
- ●洗髪、つめ切り、清拭(体を拭く) ●生活必需品の買い物
 - ●薬の受け取り など

●利用者負担のめやす

要介護1~5

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	244円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	179円
通院等乗降介助	97円



訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で家庭を訪問し、 浴槽を提供して入浴の介護をします。

●利用者負担のめやす

要介護1~5

1回 1,266円	
-----------	--

要支援1・2

1回 856円

17



訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問し てリハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす

要介護1~5

10*	308円
	2001 1

※20分間リハビリテーションを行った場合。

要支援1・2

※20分間リハビリテーションを行った場合。

訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師など が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を 行います。



●利用者負担のめやす

要介護1~5

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	471円
病院または診療所から (30分未満の場合)	399円

要支援1・2

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	451円
病院または診療所から (30分未満の場合)	382円

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、 通院が難しい人の居宅を訪問し、療養上の管理や 指導を行います。

●利用者負担のめやす

(単一建物居住者1人に対して行う場合)

要介護1~5

(要支援1・2)

医師が行う場合 515円



利用できるサービス (在宅サー

通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や日常生 活上の支援、機能訓練などを日帰りで行います。

要支援1・2 の人は、市区町村が実施 する「介護予防・生活支援サービス事業」 の「通所型サービス」を利用します。 くわしくはP30へ。

●利用者負担のめやす

/ 通常規模の事業所・ | 7時間以上8時間未満の場合 |

要介護1~5

要介護1	658円
要介護2	777円
要介護3	900円
要介護4	1,023円
要介護5	1,148円

※送迎を含む。



通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴 などの介護や日常生活上の支援のほか、理学療法士 や作業療法士などによるリハビリテーションを日帰 りで行います。

●利用者負担のめやす

/ 通常規模の事業所・ 7時間以上8時間未満の場合/

要介護1~5

要介護1	762円
要介護2	903円
要介護3	1,046円
要介護4	1,215円
要介護5	1,379円

※送迎を含む。



(要支援1・2)

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

※送迎、入浴を含む。

栄養改善	200円
□腔機能向上(I)	150円

短期間施設に入所する

■ 短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所している人に、食事・入浴など の介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。

● 利用者負担のめやす (併設型の場合・1日)

要介護1~5

	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要介護1	603円	603円	704円
要介護2	672円	672円	772円
要介護3	745円	745円	847円
要介護4	815円	815円	918円
要介護5	884円	884円	987円
		,,	1 3

要支援1・2

従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
451円	451円	529円
561円	561円	656円
	451円	451円 451円

短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所している人に、看護 や医学的管理下の介護、機能訓練、日常生活上の支援などを行います。

● 利用者負担のめやす (介護老人保健施設の場合・1日)

(要介護1~5)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	753円	830円	836円
要介護2	801円	880円	883円
要介護3	864円	944円	948円
要介護4	918円	997円	1,003円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

(要支援1・2)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	579円	613円	624円
要支援2	726円	774円	789円

入居している施設で利用する

|特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人に、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓 練などを行います。

●利用者負担のめやす(1日)

要介護1~5

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

要支援1・2

要支援1	183円
要支援2	313円



利用できるサービス(在宅サービス

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りられます。

対象の福祉用具

- ●車いす
- ②車いす付属品(電動補助装置など)
- **3**特殊寝台
- ④ 特殊寝台付属品(サイドレールなど)
- ⑤床ずれ防止用具
- 6体位変換器
- 体 业 发 投 器

- ❸ スロープ (工事をともなわないもの)
- 9 歩行器
- ⑩歩行補助つえ
- 11 認知症老人徘徊感知機器
- ②移動用リフト(つり具の部分を除く)
- **⑮ 自動排泄処理装置**
- **▽手すり** (工事をともなわないもの)

※ 1~6、10、10は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。

※むは、原則として要支援1・2、要介護1~3の人は利用できません(尿のみを吸引するものは除く)。

次の福祉用具は、利用方法(借りる、または購入する)を選択できます。 令和6年4月から

- ③のうち固定用スロープ ⑤のうち歩行器(歩行車を除く)
- ⑪のうち単点杖(松葉づえを除く)と多点杖

利用方法は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの説明や提案を受けて、よく検討して決めましょう。

利用者負担について

レンタル費用の1割、2割、または3割です。支給限度額(P8参照)が適用されます。用具の種類や事業者により金額は異なりますが、商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

特定福祉用具販売

申請が必要です

都道府県等の指定を受けた事業者から福祉用具を購入したとき、 購入費が支給されます。

対象の福祉用具

1 腰掛便座

- 4 入浴補助用具
- 2 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 5 簡易浴槽

3排泄予測支援機器

6 移動用リフトのつり具の部分

次の福祉用具は、利用方法(借りる、または購入する)を選択できます。 令和6年4月から

■固定用スロープ ■歩行器(歩行車を除く) ■単点杖(松葉づえを除く)と多点杖

- ※都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されません。
- ※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

● 利用者負担について

いったん利用者が購入費全額を負担します。あとで領収書などを添えて市区町村に申請すると、同一年度(4月1日~翌年3月31日)で10万円を上限に、利用者負担の割合分(1割、2割、または3割)を除いた金額が支給されます。

21

住宅改修費支給

事前の申請が必要です!

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。

対象の住宅改修

- **●** 手すりの取り付け
- 2 段差の解消
- ❸ 滑りの防止および移動の円滑化のための 床または通路面の材料の変更
- 4 引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取り替え



●利用者負担について

いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで市区町村に申請すると、20万円を上限に、改修費のうち利用者負担の割合分(1割、2割、または3割)を除いた金額が支給されます。

引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます。

手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

市区町村へ事前に申請/市区町村の確認

工事の実施・完了/支払い

市区町村へ領収書などを提出

住宅改修費の支給

※市区町村によって手続きのしかたが一部異なる場合があります。

申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 丁事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書 ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターなどに作成を依頼します。
- 改修後の完成予定の状態が わかるもの

写真または簡単な図を用いたもの。

住宅の所有者の承諾書 (改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)

提出に必要な書類

- ●住宅改修に要した費用の領収書
- ●工事費内訳書

22

介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの。

●完成後の状態を確認できる書類 改修前、改修後の日付入りの写真を添付。

● 施設サービス (要支援1・2の人は利用できません)

施設に入所する

※施設を利用した場合、居住費等、食費、日常生活費は別途必要です。

↑ 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に、食事・入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話などを行います。新規入所は原則として要介護3~5の人が対象です。



利用者負担のめやす (30日の場合)

(要介護1~5)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,670円	17,670円	20,100円
要介護2	19,770円	19,770円	22,200円
要介護3	21,960円	21,960円	24,450円
要介護4	24,060円	24,060円	26,580円
要介護5	26,130円	26,130円	28,650円

介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定し在宅復帰をめざしている人に、看護や医学的管理下の介護、機能訓練などを行います。



利用者負担のめやす (30日の場合)

要介護1~5

23

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,510円	23,790円	24,060円
要介護2	22,890円	25,290円	25,440円
要介護3	24,840円	27,240円	27,390円
要介護4	26,490円	28,830円	29,040円
要介護5	27,960円	30,360円	30,540円

介護医療院

長期療養を必要とする人に、生活の場としての機能もそなえた施設で、医療と介護を一体的に 行います。



利用者負担のめやす (30日の場合)

要介護1~5

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	
要介護1	21,630円	24,990円	25,500円	
要介護2	24,960円	28,290円	28,800円	
要介護3	32,100円	35,460円	35,970円	
要介護4	35,160円	38,490円	39,000円	
要介護5	37,890円	41,250円	41,760円	

■介護施設の部屋のタイプについて

従来型個室

 ユニットを構成しない相部屋

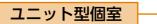
 4人部屋
 4人部屋

 4人部屋
 4人部屋

 4人部屋
 4人部屋

多床室

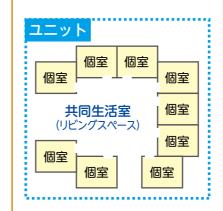
- ●個室とは、壁が天井まであり、 完全に仕切られている部屋のことです。
- ●ユニットとは、少数の個室と、 個室に近接して設けられた共同 生活室(リビングスペース)に よって一体的に構成される場所 のことです。



個室

ユニットを構成する個室

個室



ユニット型個室的多床室 ユニットを構成し、

完全な個室ではない部屋

| |簡易的な壁(天井と壁の間に |一定の隙間があっても可)

居室



施設サービスの費用

施設サービスを利用した場合は、サービス費用の1割、2割、または3割のほかに、食費・居 住費等・日常生活費が利用者の負担になります。利用者負担は施設と利用者の間で契約により 決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。

基準費用額 施設における1日あたりの食費・居住費等の平均的な費用を勘案して定める額

●食 費:1,445円

令和6年8月から 居住費等の金額が変わりました。

居住費等:ユニット型個室2.066円

ユニット型個室的多床室1.728円

従来型個室1,728円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,231円)

多床室437円 (介護老人福祉施設と短期入所生活介護は915円)

低所得の人は食費と居住費等が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により食費と居住費等の一 定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準 費用額との差額分は介護保険から給付されます(特定入所者介護サービス費等)。



◆負担限度額(1日当たり) 令和6年8月から 居住費等の金額が変わりました。

		食費		居住費等			
	利用者負担段階		短期入所 サービス	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室
第1 段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者●生活保護の受給者	300円	300円	880円	550円	550円 (380円)	0円
第2 段階	本人および世帯全員が住民税非課税 で、課税年金収入額+非課税年金収 入額+その他の合計所得金額が80万 円以下の人	390円	600円	880円	550円	550円 (480円)	430円
第3 段階 ①	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	650円	1,000円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
第3 段階 ²	本人および世帯全員が住民税非課税 で、課税年金収入額+非課税年金収 入額+その他の合計所得金額が120 万円超の人	1,360円	1,300円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護は()内の金額になります。

(!)次の❶❷のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等は支給されません。

1 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、預貯金等が下記の場合

: 単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

: 単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合 利用者負担段階が

第3段階①:単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合 第3段階②:単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※第2号被保険者は、利用者負担段階にかかわらず預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合は、 特定入所者介護サービス費等は支給されません。

25

地域密着型サービス(原則として、住民票がある市区町村の地域密着型)

住み慣れた地域で利用する

※長泉町では実施していないサービスもあります。

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるように、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を 行います。

●利用者負担のめやす

(オペレーションセンターを設置している場合)

要介護1~5

基本夜間対応型訪問介護	989円/月
定期巡回サービス	372円/回
随時訪問サービス(I)	567円/回



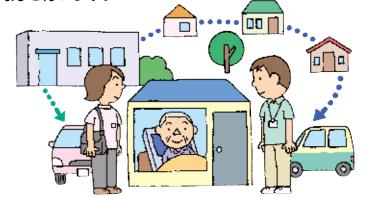
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携し、日中・夜間を通じて定期的な 巡回による訪問と、通報などによる随時の対応を行います。

●利用者負担のめやす (1か月) 〈一体型・訪問看護サービスを行う場合〉

【要介護1~5

要介護1	7,946円
要介護2	12,413円
要介護3	18,948円
要介護4	23,358円
要介護5	28,298円



地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護事業所で、介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行い ます。

利用者負担のめやす

(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1~5

要介護1	753円
要介護2	890円
要介護3	1,032円
要介護4	1,172円
要介護5	1,312円



小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊を組 み合わせた多機能なサービスを行います。

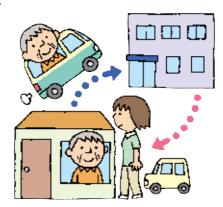
●利用者負担のめやす (1か月)

要介護1~5

要介護1	10,458円
要介護2	15,370円
要介護3	22,359円
要介護4	24,677円
要介護5	27,209円

要支援1・2

要支援1	3,450円
要支援2	6,972円



看護小規模多機能型居宅介護

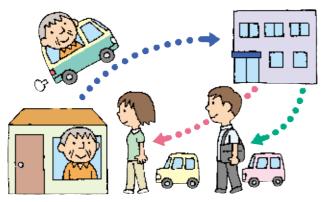
小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・ 看護を行います。

27

●利用者負担のめやす(1か月)

要介護1~5

要介護1	12,447円
要介護2	17,415円
要介護3	24,481円
要介護4	27,766円
要介護5	31,408円



地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、 介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。 新規入所は原則として要介護3~5の人が対象です。

●利用者負担のめやす (1日)

要介護1~5

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	600円	600円	682円
要介護2	671円	671円	753円
要介護3	745円	745円	828円
要介護4	817円	817円	901円
要介護5	887円	887円	971円



▋地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどに入居している人に、介護や日常生活上の支援、機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす(1日)

要介護1~5

要介護1	546円
要介護2	614円
要介護3	685円
要介護4	750円
要介護5	820円



認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に、食事や入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練など専門的なケアを日帰りで行います。

● 利用者負担のめやす(単独型・7時間以上8時間未満の場合)

要介護1~5

要介護1	994円
要介護2	1,102円
要介護3	1,210円
要介護4	1,319円
要介護5	1,427円

要支援1・2

要支援1	861円
要支援2	961円



| 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の人を対象に、共同生活する住宅で食事や 入浴などの介護や日常生活上の支援、機能訓練など を行います。

利用者負担のめやす (ユニット数1の場合・1日)

要介護1~5

要介護1	765円
要介護2	801円
要介護3	824円
要介護4	841円
要介護5	859円

要支援2

要支援2	761円



●介護予防・日常生活支援総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、市区町村が行う介護予防の取り組みです。介護 保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた介護予防のためのサービス を利用することができます。

利用の流れ

地域包括支援センターや市区町村の窓口で 基本チェックリストを受けます。

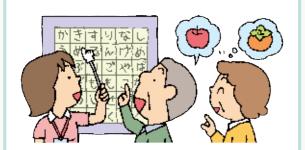
基本チェックリストで 生活機能の低下が みられた

基本チェックリストで 生活機能の低下が みられなかった

介護予防・日常生活支援総合事業

事業対象者

(介護予防・生活支援サービス事業対象者)



介護予防・生活支援サービス事業

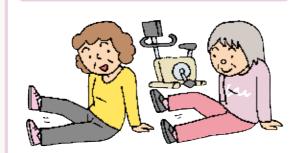
が利用できます。

●事業対象者になったら…

住んでいる地区を担当する地域包括支援 センターに連絡します。

必要に応じてケアプランを作成してサー ビス事業者と契約し、ケアプランにもとづ いてサービスを利用します。

自立した生活が送れる人



一般介護予防事業

が利用できます。

一般介護予防事業は、65歳以上の人はだれで も利用できます。

一般介護予防事業のみを利用する場合は、基本 チェックリストを受ける必要はありません。

●基本チェック リスト

基本チェックリストとは、介護の原因となりやすい生活機能の低下がないか、運動、 口腔、栄養、 物忘れ、うつ症状、閉じこもりなどの25項目について「はい」「いいえ」で答える質問票です。

●生活機能

人が生きていくための機能全体のことで、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭 や社会での役割などのことです。

29

具体的な内容や費用などは市区町村によって異なります。くわしくは、地域包括支援センターや市区町村 の担当窓口にお問い合わせください。

介護予防・生活支援サービス事業

利用できるのは 要支援1・2 事業対象者

訪問型サービス

既存のサービス事業者による、これまでの介 護予防訪問介護に相当するサービス

- ●食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃 除・洗濯・調理などの生活援助
- ●利用者負担のめやす(1か月)

週1回程度の利用	1,201円
週2回程度の利用	2,399円

通所型サービス

既存のサービス事業者による、これまでの介 護予防通所介護に相当するサービス

食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓 練やレクリエーションなど

これまでの介護予防通所介護に相当するサー ビスの基準を緩和したサービス(通所型サー ビスA)

●原則として身体介護が不要な方を対象に運動や レクリエーション、趣味活動などを行います



●利用者負担のめやす(1か月) (基本チェックリストによる事業対象者)

要支援1

(週1回程度のめやす)

既存のサービス		1,824円
	3時間以上5時間未満	1,357円
	1.5時間以上3時間未満	1,017円

要支援2

(週2回程度のめやす)

既存のサービス	3,672円
3時間以上5時間未満	2,781円
1.5時間以上3時間未満	2,086円

※送迎含む。

※食費、日常生活費は別途必要です。

一般介護予防事業

利用できるのは 65歳以上の人

- ●市区町村や地域の住民が主体となった体操教室や介護予防に 関する講演会などに参加できます
- ●一般介護予防事業は、65歳以上なら誰でも利用できるサービ スです



「フレイル」に注意しましょう

外出を控えがちな生活が続くと、筋力や心身の機能の低下した状態(フレイル) になる恐れがあります。無理のない運動を毎日の生活に取り入れましょう。



生活機能の低下をチェック!

次の基本チェックリストは、加齢による生活機能の低下を調べるものです。各設問について、「はい」「いいえ」で現在の状態を回答してください。該当する項目(赤字)が多い機能については注意が必要です。お近くの地域包括支援センターに相談するなど、早めに対処しましょう。

基本チェックリスト

質問		0	答	
	1	バスや電車で1人で外出していますか(自家用車の運転でも可)	□はい	□ いいえ
11 32 144, 154	2	日用品の買い物をしていますか	□はい	□ いいえ
生活機能全般	3	預貯金の出し入れをしていますか	□はい	□ いいえ
	4	友人の家を訪ねていますか	□はい	□ いいえ
	5	家族や友人の相談にのっていますか	□はい	□ いいえ
	6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	□はい	□ いいえ
\W.E.L. &	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	□はい	□ いいえ
運動の 機能	8	15分位続けて歩いていますか	□はい	□ いいえ
1120 TO	9	この1年間に転んだことがありますか	□はい	□ いいえ
	10	転倒に対する不安は大きいですか	□はい	□ いいえ
栄養状態	11	6か月間で2~3kg以上の体重減少はありましたか	□はい	□ いいえ
不食认忠	12	BMIが18.5未満ですか ※BMI (=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))	□はい	□ いいえ
	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	□はい	□ いいえ
口腔機能	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	□はい	□ いいえ
	15	□の渇きが気になりますか	□はい	□ いいえ
閉じこもり	16	週に1回以上は外出していますか	□はい	□ いいえ
別してもり	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	□はい	□ いいえ
	18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われますか	□はい	□ いいえ
認知症	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	□はい	□ いいえ
	20	今日が何月何日かわからない時がありますか	□はい	□ いいえ
	21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	□はい	□ いいえ
	22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	□はい	□ いいえ
うつ・ うつ病	23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	□はい	□ いいえ
	24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	□はい	□ いいえ
	25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	□はい	□ いいえ

31

1から20までの項目で赤チェックが10以上あった

●生活が不活発になっているおそれがあります 心身がより早く衰える危険があります。運動や食事などを 見直してみましょう。



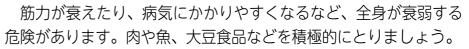
運動の機能で赤チェックが3つ以上あった

●足腰などの筋力が衰えているおそれがあります 生活全般が不活発になったり、転倒などから寝たきりを招く危険があります。ひざの屈伸などで足腰を鍛えましょう。



栄養状態で赤チェックが2つともあった

●栄養が足りていない(低栄養)のおそれがあります





口腔の機能で赤チェックが2つ以上あった

●歯や口の状態など口腔の機能が低下しているおそれがあります 食べたり飲み込んだりしにくくなると、低栄養状態や肺炎な どになる危険があります。歯科医などに相談してみましょう。



閉じこもりで16に赤チェックがあった

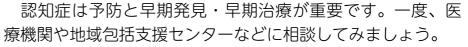
●閉じこもり気味です

心身の活動が不活発になるため、全身の衰弱や認知症、うつ などを招くおそれがあります。17も赤枠だった人は要注意です。



認知症で赤チェックがあった

●初期の認知症のおそれがあります





うつ病で赤チェックが2つ以上あった

●うつ病のおそれがあります

心身の衰弱を招きやすく、最悪の場合、自殺の危険もあります。日常生活に影響が出ている場合は、専門医を受診してみましょう。

